

施設長様  
事務ご担当者様

一般財団法人  
滋賀県民間社会福祉事業職員共済会事務局長  
(公印省略)

福利厚生事業

## 施設利用料金 補助金請求書について

今年度より、新たな試みとして、会員(ただし、会員期間1ヶ月以上=1ヶ月分の掛金徴収後)が利用した施設利用料金の一部を、補助金として助成いたします。補助金請求書に必要事項を記入し共済会まで郵送、又はFAXでお申し込みください。

・**会員一人につき、年度に1回(1施設)の、施設利用時又は、年間パスポート購入時のどちらかの場合に請求が可能です。**

・**請求には施設利用料金の領収書コピー(年パスは本人の名前がわかる年間パスポートのコピー)が必要です。**

・**利用日が年度内の領収書のみ有効です。**

・**補助額は、領収書記載金額の内、年間パスポートは50%、施設利用時は70%(小数点以下切り捨て)、上限は5,000円です。**

ご請求いただきました補助金は、会員(本人に限る)の口座に直接お振込みをいたします。

・振込みは、ご請求をいただいてから、約1ヶ月かかります。

・施設利用後、3ヶ月以内に請求をしてください。利用日から3ヶ月を過ぎますと時効により、ご請求いただけませんので、くれぐれもご注意ください。

### <ご請求いただける利用施設の一例>

※年間パスポートは取扱をされていない施設がございますのでご了承ください

遊園地/動植物園/水族館/美術館/博物館/入場料が必要な庭園や公園

寺社仏閣/テーマパーク

ユニバーサル・スタジオジャパン/京都水族館/京都国際マンガミュージアム

滋賀県立美術館/滋賀県農業公園ブルーメの丘/ローザンベリー多和田 など

※共済会通年チケット及びチケット斡旋取扱施設は請求出来ません。

※一覧にない施設の請求は、請求前に共済会へご確認ください。

### お問い合わせ & 請求書の送り先

共済会事務局 (平日 9:00~17:00)

TEL: 077-524-0261

FAX: 077:524-0441

〒520-0043 滋賀県大津市中央3丁目1番8号 大津第一生命ビルディング10階